

平成31年度
川越市民間保育所等整備事業者
募集要項



平成30年6月

川越市こども未来部保育課

1 募集の趣旨

川越市では、保育所待機児童の解消と多様化する保育環境に対応し、柔軟な保育サービスの向上を図るため、認可保育所の新築整備を行う事業者を次のとおり募集します。

※建物の賃貸借による整備は含みません

2 募集する保育所規模等

保育所の規模	定員100人 (定員100人を基本としますが本庁地区等で敷地の都合上100人規模の施設整備が難しい場所の60人定員からの施設、保育需要の多い場所の120人までの施設についても選考の対象とします。)
最優先地区	本庁地区・高階地区・大東地区
優先地区	福原地区・山田地区
施設数	認可保育所 3施設程度
開所時期	平成32年4月1日

3 応募資格及び応募要件

応募者は、法人格を有し、以下の事項に該当することを条件とします。また、保育所の整備予定地は、原則、自己所有としますが、借地でも可能です。その場合は、地上権又は賃借権を設定・登記する必要があります。計画書の提出までに地権者に確約を得てください。

【応募者共通】

- (1) 本市の保育行政を理解し、運営において積極的に協力する事業者であること。
- (2) 建設計画は、児童福祉法、建築基準法、消防法及びその他の関係法令等を遵守するほか、「川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号）」及び「川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第65号）」に基づくこと。

送迎時の駐車場は必ず確保するものとし、事前に関係機関と十分な協議を行ったうえで、計画を策定すること。

- (3) 計画地は、農業振興地域内の農用地区域（青地）を除くこと。また、既存の認可保育所、幼稚園及び地域型保育事業との位置関係に配慮すること。
- (4) 建物及び備品等は、当該保育所における保育以外の目的に使用しないこと。

【社会福祉法人が応募者の場合】

- (1) 社会福祉法人を設立して保育所の経営を行う者については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）をはじめとする関係法令等に照らし、社会福祉法人の設立について適正であることと伴に「川越市民間保育所設置認可等実施要綱」の規定を満たすこと。
- (2) 既設の社会福祉法人については、次に掲げる要件全てに該当していること。
 - ①過去の運営実績が良好であり、財務内容が適正であること。
（過去3年間の収支状況が黒字であること。）
 - ②保育所の設備及び運営に当たり、十分な資力を有していること。
 - ③経営者（経営を担当する当該法人の役員）が社会的信望を有すること。

【社会福祉法人以外が応募者の場合】

- (1) 事業者が社会福祉法人以外の場合は、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日付児発第295号厚生省児童家庭局長通知）に定める「社会福祉法人以外の者による設置認可申請」に係る審査基準及び「川越市民間保育所設置認可等実施要綱」の規定を満たすこと。また、別紙（保育所の施設整備にかかる補助制度について）の「a 補助対象」以外の法人については整備に要する資金の全てを自己資金で負担できること。
- (2) 事業を遂行できる十分な資力、知識、技能能力等を有し、継続的に安定した保育所運営が行えること。
- (3) 資金計画及び事業計画が確実であること。
- (4) 事業者が現に運営している保育所について、所管庁の監査・実地指導等において、重大な指摘を受けていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は構成員でないこと。
- (6) 事業者が民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。

4 施設整備に係る公的補助

本市では、保育所整備を行う社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び、公益財団法人に対し、予算の範囲内において補助制度に基づき助成を行っています。※別紙参照

また、補助金の交付にあたっては、補助財産の処分制限や本市の契約手続きに準拠して発注等を行うなどの条件を付されます。

5 募集方法（事前相談から選定までの流れ）

時 期		内 容
平成 30 年 度	6月18日（月） ～8月17日（金） 【期限厳守】	質問の受付期間（土・日曜日及び祝日を除く） 「6 質問受付及び応募受付の際の注意事項」を必ずご覧ください。
	6月18日（月） ～8月31日（金） 【期限厳守】	応募の受付期間 「6 質問受付及び応募受付の際の注意事項」を必ずご覧ください。
	9月3日（月） ～9月21日（金）	応募書類の審査期間 （添付書類の追加提出、提出書類の差し替え）
	9月25日（火） ～10月12日（金）	選考期間
	10月中旬～下旬	選定結果通知の発送

※ この募集に係る事業者説明会は開催しませんので、受付期限に余裕をもって提出書類の確認を行ってください。

※ 書類審査期間中における「添付書類の追加提出、提出書類の差し替え」については、本市において疑義等が生じた場合に、事業者追加提出又は差し替えを求めることを指します。

※ 調整後に国との協議に入ります。（平成31年2月予定）

6 質問受付及び応募受付の際の注意事項

- (1) 質問受付（事前相談含む）及び応募受付については、「予約制」としておりますので、予め電話で予約したうえで、来庁してください。
- (2) 設計業者、不動産業者のみによる事前相談は受けません。法人の代表者、事務責任者が必ず来庁してください。

- (3) 不足書類がある又は記載内容に不備がある場合は、受理しないことがあります。
- (4) 疑義照会等は、電子メールによる文書での照会をお願いします（電話、口頭等による照会は御遠慮ください）。
- なお、お問い合わせの際は、タイトルを「川越市民間保育所等整備事業者 募集 質問」として、「7 提出先又は問い合わせ先」のE-mailアドレスに送信してください。後日、保育課から原則としてメールにて回答します。
- (5) 審査及び選考に関する内容や他の応募事業者に関する問い合わせについては、一切、お答えしません。

7 提出先又は問い合わせ先

川越市役所 こども未来部保育課 施設認可担当（市役所本庁舎3階）

TEL：049-224-5827（直通）

FAX：049-223-8786

E-mail：hoiku@city.kawagoe.saitama.jp

8 提出書類

「**提出書類一覧**」を御確認ください。

なお、必要に応じて、提出書類一覧に掲げる書類以外の書類の提出を求めることもありますので、御了承ください。

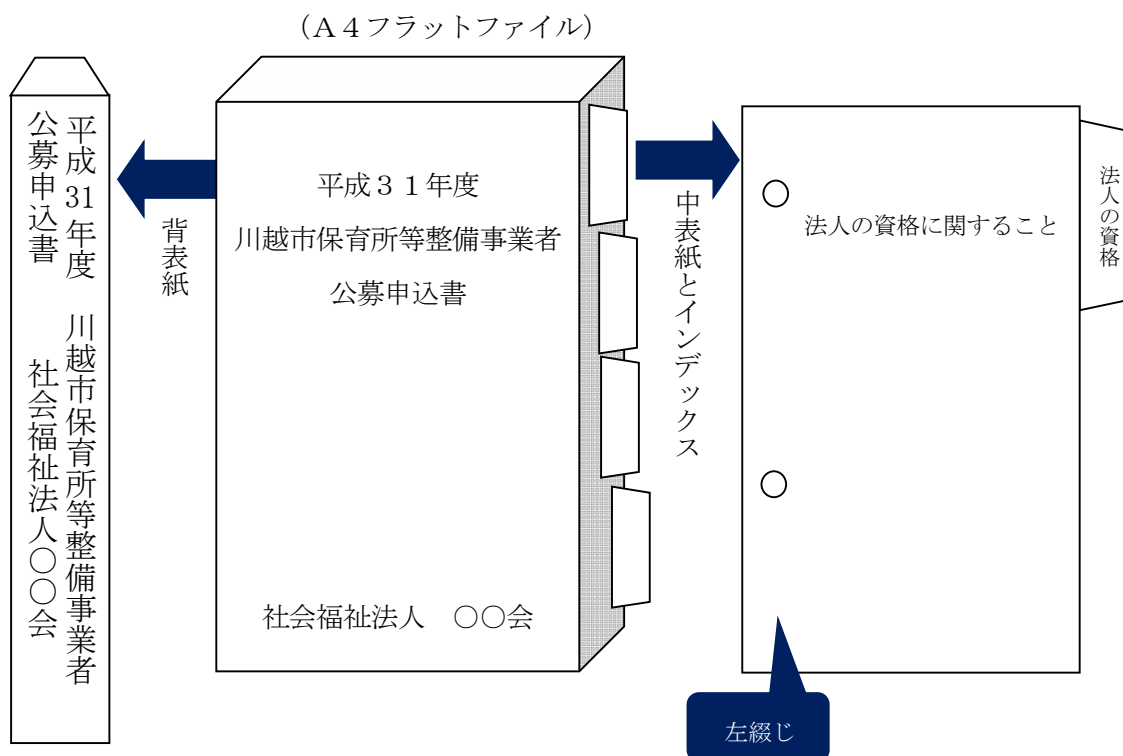
9 提出書類の体裁

- (1) 提出する書類は、全てA4版としてください。

ただし、提出書類一覧の「案内図等」、「建物の配置図、平面図、立面図」については、A3版でも可とします。

- (2) 「提出書類一覧」の「番号」に従って、順番にA4フラットファイルに、書類を綴ってください。
- (3) (2)の「概要」項目ごとに「提出書類のイメージ図」のように仕切りを作成し、インデックスを付けてください。

【提出書類のイメージ図】



10 提出部数

提出部数は2部とします。(1部を正本、1部を副本(写し)としてください。)

なお、契約者同士で原本を保管する必要のある書類(土地売買契約書等)は、写しで構いませんが、その際は、原本証明をしてください。

【原本証明の例】

原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

社会福祉法人 ○○会

理 事 長 ○○○○ 印

11 応募にあたっての留意事項

- (1) 本募集に応募するために必要な一切の費用は、応募事業者の負担とします。
また、施設整備を行う事業用地を確保するために必要となる経費等についても、応募事業者の負担となります。
- (2) 本応募における土地の所有者との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求等については、本市は一切その責任を負いません。

- (3) 市に提出された書類については、返却しません。
- (4) 応募受付後に辞退をする場合は、速やかに辞退届を提出してください。
- (5) 児童福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、これらを所管する関係機関と十分な協議を行ってください。
- (6) 一事業者が応募できる計画は、一計画に限ります。

12 事業者の選定について

(1) 選定方法

保育課の一次選定、川越市保育施設整備等検討委員会の二次選定を経て、市長が決定します。

(2) 審査の視点

審査の視点	主な審査項目
設置者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の資格 ・ 事業実績や経営状況の健全性 ・ 法令遵守の徹底 等
整備計画に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金、収支計画の着実性 ・ 地域住民等への説明状況 等
立地条件に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内における地域バランスを意識した事業予定地 ・ 事業予定地の取得状況 等
施設設備に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可基準等の適合状況（ゆとりある設計） ・ 多様な保育サービス等の提供 等
運営に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所運営方針・運営計画 ・ 認可基準等の適合状況（ゆとりある配置） ・ 保育士等の職員確保、職員定着のための対応 ・ 施設長予定者・職員予定者 ・ 開所時間や休園日の対応 ・ 保健・安全管理の対応 ・ 苦情処理体制の対応 ・ 個人情報の保護の対応 ・ 周辺環境への配慮 等

(3) 選定結果の通知

選定結果については、平成30年10月中旬～下旬（予定）に各応募事業者へ文

書により通知します。電話等による問い合わせにはお答えしません。

(4) 選定結果の公表

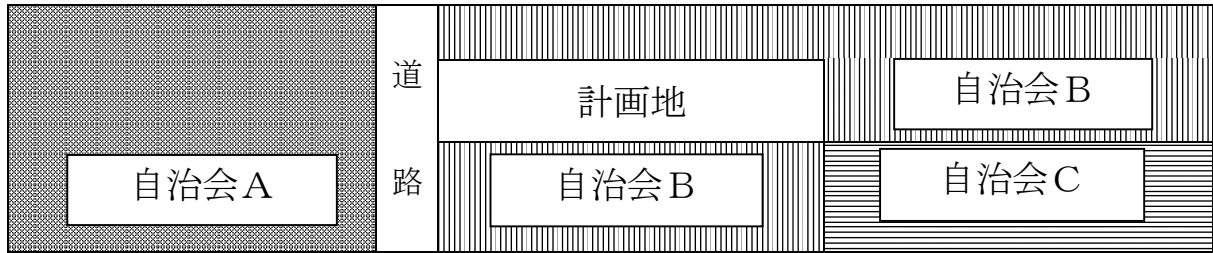
- ① 選定結果については、市ホームページ（保育課）で公表します。
- ② 選定基準に基づく各項目の評価点数や選定事業者以外の事業者に係る応募計画及び当該事業者を特定できる情報等の詳細は、一切公表しません。

(5) その他

- ① この選定は、土地建物関係の法令上の制限解除等を保証するものではありません。
- ② 選定されなかったことによる一切の損害・損失等について、川越市が責任を負うものではありません。
- ③ 「川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」等を満たせず事業実施が見込めない場合や、応募内容と実施計画が著しく変更された場合には、選定を取り消す場合があります。
- ④ 選定により民間保育所等事業者となった事業者については、改めて設置認可申請を行っていただきます。その際、設備運営基準等を満たさない場合には、認可を受けることができません。
- ⑤ 選定後において、選定した事業者が辞退した場合又は提出書類の重大な不備や虚偽の記載により選定が無効となった場合には、他の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- ⑥ 応募がなかった場合及び選考の結果、選定基準等に満たないなどの理由により選定事業者が決定しなかった場合並びに選定事業者がやむを得ない事情により事業を中止した場合等には、再募集を行うことがあります。

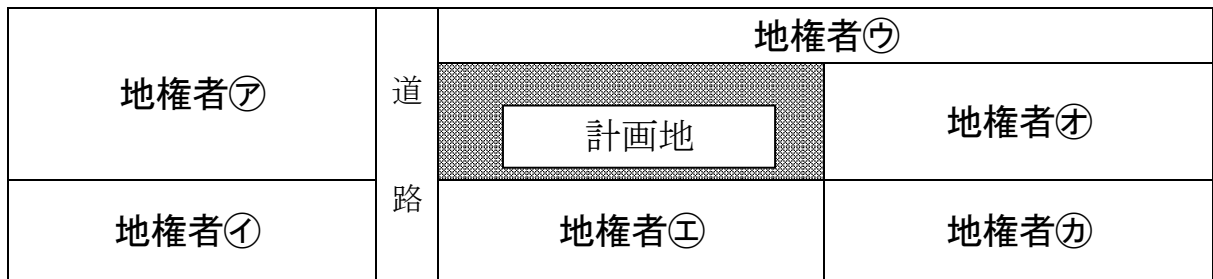
【参 考】 周辺自治会、隣地地権者の考え方

① 【周辺自治会の考え方】



上記のように自治会 A～C までである場合は、全ての自治会へ説明が必要です。

② 【隣地地権者の考え方】



上記の場合、地権者ア～カへの対応が必要です。ただし、上記地権者以外にも説明等の対応が必要となる場合があります。

また、地権者と当該土地の上の建物所有者が異なる場合は両者への対応が必要です。



— 問い合わせ先 —

川越市元町1丁目3番地1

川越市こども未来部 保育課 施設認可担当

電話 049-224-5827 (直通)

E-mail : hoiku@city.kawagoe.saitama.jp